

令和7年度タイ市場からの個人旅行者誘客プロモーション委託業務
業務仕様書

1 業務の目的

2024年の訪日外国人旅行者数は、コロナ禍前の2019年を上回る数字を記録しており、2025年も前年を上回るペースで外国人旅行者が日本を訪れている。

その中でも、親日的とされ、東南アジアで最も訪日外国人旅行者が多いタイについては、近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会としても重点市場に位置付けて取組を行ってきたところである。

タイからの訪日旅行者は約7割が個人旅行者（FIT）層であり、かつ訪日経験者の約7割がリピーター層であることから、三重県へのタイ人旅行者の誘客を進めるためには FIT 層の訪日リピーターを取り込みが重要である。

本事業では、そのタイ人個人旅行者層やリピーターを主なターゲットとし、旅行博への出展を行うほか、旅行博に合わせた誘客プロモーションを行うことにより、三重県（主に伊勢志摩地域）の観光地としての魅力や、関西及び名古屋から三重県への周遊旅行において利便性の高い鉄道パスである「近鉄レールパス」及び「近鉄レールパス・プラス」（以下「パス」という。）にかかる認知拡大を図ることで、県内への個人旅行者のさらなる増加促進を目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

3 業務内容

(1) 旅行博へのブース出展・運営

ア 下記旅行博において、近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会（以下、近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会を「実行委員会」、参加している三重県、伊勢志摩観光コンベンション機構、近畿日本鉄道を「参加団体」という。）のブースを出展すること。

旅行博名：第17回 Visit Japan FIT Fair

日 程：令和7年11月21日（金）～23日（日）

場 所：タイ サイアム・パラゴン5階（バンコク市内）

詳 細：https://www.jnto.go.jp/news/nf20250516_4.pdf

イ ブースデザイン、ブースの施工、物品調達、現地への資料輸送、撤収等、出展に係る一切の手配を、下記の条件のとおり行うこと。なお、ブース出展の申込及び費用の支払は実行委員会において行うため、受託者はこれを行わなくてよい。

- ・ブースデザインについては、主に伊勢志摩地域のコンテンツを中心に「三重県が強みを持つ食材」、「タイ人に訴求力の高い季節物」、「近鉄観光特急」、「近鉄レールパスに関する情報」等をメインにデザイン装飾し、来場者へのアピール効果の高いものとすること。

- ・ブースサイズは2小間（幅6m×奥行2m×高さ2.5m程度）を想定すること。
- ・現地へ輸送する資料については、参加団体及び三重県内の観光事業者のパンフレット等を想定すること（150kg程度）。
- ・パンフレット等を配置するテーブル等を手配し、ブース内に設置するとともに映像が放映できるモニターをブース内に仕立てること。
- ・ブースを管理する上で必要な備品、消耗品を調達・準備すること。
- ・その他、必要に応じて実行委員会と主催者との連絡調整を行うこと。また、主催者への事務手続きが発生した場合、これを行うこと。

ウ 全日程にわたり、ブースの管理運営、パンフレット及びノベルティ配付、アンケート実施、観光案内対応、新規SNSフォロワー獲得等の活動に従事する運営スタッフを4名以上手配すること。なお、運営スタッフはタイ語・日本語の対応が可能でありタイ人および日本人に対して十分な意思疎通がとれる者で、かつ可能な限り観光案内の経験が豊富な者を手配することとし、来場者からの質問対応等があった場合において、参加団体の通訳を行うこと。

エ 旅行博当日の観光案内をスムーズに行うため、参加団体が案内する観光情報、アクセス情報等について、事前に運営スタッフへ共有すること。

オ 受託者において、ブース運営責任者を1名立てること。なお、ブース運営責任者が運営スタッフを兼ねることは妨げない。

カ 来場者に対して近鉄でのアクセス情報を案内するため、近鉄路線図と観光コンテンツを示した手持ちの案内ボードを4枚程度制作すること。なお、案内ボードのデザインは来場者にとってわかりやすく、かつ観光地の魅力等が十分伝わるようなものとする。

キ ブース来場者に対し、新たにSNSのフォロワーとなることを呼びかけること。

なお、新規フォロワーの増加を目的とするアカウントは下記のとおりとする。

①三重県タイ語公式アカウント「เที่ยวสนุก "มิเอะ" เจแปน」

<https://www.facebook.com/japantravelmie.th>

②近畿日本鉄道タイ語公式アカウント「Kintetsu Railway Thai」

<https://www.facebook.com/kintetsurailway.th>

ク 「アンケート回答者向けノベルティグッズ」を500個以上制作すること。なお、制作するノベルティグッズは参加団体に関連したもので、トートバッグ等来場者にとって使い勝手がよくタイ人の嗜好にあわせたもの・デザインとすること。

ケ 来場者を対象に、タイ一般消費者の旅行ニーズ、性別や年齢による趣向や行動パターン、パス及び三重県に関する認知度や評価等を把握するための設問を用意したアンケートを作成・実施し、今後の誘客の参考となるよう分析すること。

なお、アンケートの作成及び結果分析は、日本語に翻訳すること。

コ 上記キ、ケの呼びかけにあたっては、QRコードを記載した両面手持ちボード（表面：SNS呼びかけ、裏面：アンケート）を4枚程度制作し、実施すること。

サ ステージ企画において、来場者に対し三重県や伊勢志摩地域の認知度向上や、パスの

購入意欲の訴求を図ること。

シ 当該旅行博が延期となる場合には、年度内であれば延期した日程において出展すること。なお、同等の効果が見込める別の旅行博等出展に切り替えることを妨げない。

(2) 現地旅行会社・メディア等と連携した誘客プロモーションの実施

ア パス購入者向けプレゼントキャンペーンの実施等、旅行博当日におけるパスの購入を促進し、三重県や伊勢志摩地域へ誘客することを目的としたプロモーションを、現地旅行会社・メディア等と連携し、企画・実施すること。

イ 企画内容、パスを利用した三重県観光の情報、旅行博でのパス販売に係る情報等について、旅行博前及び当日に発信すること。

ウ パスを利用した三重県観光の情報については、旅行博会場に訪れる個人旅行者層のニーズに合致した内容とすること。

エ 連携先に現地旅行会社を選定する場合は、旅行博当日にパスを購入できるようにするため、旅行博出展会社かつパスの販売を取り扱う会社が望ましい。

オ キャンペーン企画等を実施する場合は、現地の法令等に抵触しないよう留意すること。

4 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、期限までに事業実績に係る報告書4部（原則A4版・両面印刷）を提出すること。また、報告書及び制作した資料等の電子データ、作成したノベルティ（残量がある場合）も提出すること。

(1) 報告書記載事項

ア 旅行博出展の概要・成果

イ 来場者アンケートの結果

ウ 誘客プロモーションの概要・成果

エ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納期及び納品場所

令和8年1月30日（金）

近畿東中央部FIT促進事業実行委員会事務局（三重県観光部海外誘客課内）

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

7 その他

(1) 業務実施上の条件

- ア 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を実行委員会と協議しながら進めるものとする。
- イ 実行委員会等関係者と密接に連携して事業を実施するものとし、原則として月に一度以上報告を行うこと。
- ウ 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案すること。
- エ その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとします。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに実行委員会と協議の上、対処するものとします。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に実行委員会の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、実行委員会において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとします。

(5) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについては、契約条項の定めるところによる。

(6) 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 遵守すべき法令等

- ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成

11年8月13日法律第128号)等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟又は調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

エ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に順次、適切に対応するものとする。

(8) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、実行委員会に帰属するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち実行委員会又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって実行委員会に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、実行委員会に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、実行委員会が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において実行委員会及び実行委員会が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、実行委員会が成果品を利用するために必要な範囲において実行委員会及び実行委員会が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 実行委員会は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき実行委員会に著作権を譲渡した著作物に関する著作人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作人格権の不行使は、実行委員会が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

- ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により実行委員会に届けるものとし、実行委員会は実行委員会の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- サ 実行委員会に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、実行委員会が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして実行委員会に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、実行委員会から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は実行委員会に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、実行委員会は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、実行委員会・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
- (ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - (イ) 実行委員会が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
- ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(9) 留意事項

- ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- イ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- ウ 受託者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、実行委員会の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除

措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

以上